

山北町議会基本条例に対する意見募集結果

1	意見募集期間	平成26年9月1日(月)～9月12日(金)
2	意見提出者	1名
3	意見件数	8件

番号	寄せられた意見	意見に対する議会の考え方
1	前文に、山北町自治基本条例の趣旨「町民・議会・行政、協働で町を運営する」を加筆すべきである。	山北町自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）、第6章（議会の役割及び責務）第19条の2項において、「議会は、協働のまちづくりを進めるため町民の意見及び要望に関する広聴活動を行い、政策立案に反映するよう努めなければいけない。」と定めており、これを遵守し議会活動を進めてまいります。
2	第1条（目的）に、「町民参加」を加筆すべきである。 第3条（議会の活動原則）の条項として、「町民参加と協働を基軸にした議会運営に努めなければならない。」を加えるべきである。 第8条（議会及び議員の責務）の条項に、「議員は、町民参加と町民協働の議会運営を図るため、町民に必要な情報を提供しその意見を的確にくみ取って議員活動に反映させるとともに、町民とともにまちづくりの活動に積極的に参加し、これを推進する。」を加えるべきである	議会改革に大変重要な要素は、町民参加と情報公開による開かれた議会であり、条例の前文及び第5条（町民と議会の関係）に、町民参加、情報公開及び民意吸収を明記しております。 また、第8条は、この条例及び議会運営に関する他の条例等を遵守することを規定しています。
3	第6条（議会及び議員と町長との関係）の町長を、答弁者が職員の場合があるので、町長等と修正すべきである。	第6条(議会及び議員と町長との関係)の解説に明記した二元代表制とは、町民により直接選挙で選ばれた首長(以下「町長」という。)と議会議員は、ともに町民の代表であり、議会が町長と対等な関係にあります。よって、議員の質疑応答者の一方は町長であります。
4	第6条（議会及び議員と町長との関係）に、一問一答方式の条項を加えるべきである。	この条例は議会運営の最高規範として基本理念を明記したものであり、条項としては記述していません。

5	第6条（議会及び議員と町長との関係）に、反問権の条項を加えるべきである。	この条例は、他の市町村での議会改革及び議会基本条例を模したり比較するものではなく、山北町議会としてさらに改善を必要とする取組みを条文化しました。
6	請願及び陳情の審議、提案者の意見を聴く機会を条文化すべきである。	山北町議会委員会条例を制定し、運用しています。
7	全議員出席ものと年1回以上（議会報告会）開催すべきである。	山北町議会報告会実施規定を制定し、運用しています。
8	<p>その他、加えたい条項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法96条第2項の議決事項 ② 議会・議会事務局の体制整備、委員会等適切な運営及び一般会議の設置 ③ 議員の政治倫理 ④ 議員報酬 	議会運営に関する条例等として、すでに制定し運用しています。